

会津権利擁護・成年後見センター 令和7年度事業実績報告書

発行責任者：会津権利擁護・成年後見センター長 目黒正一 発行：令和8年5月15日

会津権利擁護・成年後見センター開所4年目を迎えて



令和7年度会津権利擁護・
成年後見センター
運営会議 議長自治体
猪苗代町長 二瓶 盛一



特定非営利活動法人
あいづ安心ネット
理事長 大野 毅夫

会津権利擁護・成年後見センターは開所4年目を迎えました。本センターの運営に多大なるご支援ご協力をいただいております関係機関の皆様方に、厚く御礼を申し上げます。

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどにより、判断能力が十分でない方々の権利を守り、その尊厳ある生活を支えるための「最後の砦」ともいえるべき重要な制度です。超高齢社会を迎え、ご本人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援体制の構築は喫緊の課題となっております。そのような中、本センターでは演劇で楽しく学ぶ成年後見制度講座や、巡回無料相談会、出前講座など広報、啓発に努めております。

令和8年度には、成年後見制度のさらなる利用促進や、制度の適正な運営のための法改正が予定されております。法改正により、制度をより身近なものとし、利用者の尊厳をより強固に守るための重要な転換点となるものです。これを機に、成年後見制度が「特別な制度」ではなく「必要な時に、必要な支援を受けられる身近な支え」となるよう、相談体制の強化や普及・啓発がより一層求められます。

行政といたしましても、これまで以上に制度の周知啓発から利用支援、圏域住民の福祉向上に努めてまいります。

結びに、会津権利擁護・成年後見センターのますますのご発展と、関係機関の皆様方のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。



令和7年5月より、理事長に就任いたしました大野毅夫です。

当法人は、平成12年4月から会津圏域の有志により任意の権利擁護団体として発足し、事例検討会や相談会を開催するようになったのが始まりです。令和2年4月に法人格を取得し、令和4年7月からは、会津圏域11市町村より委託を受け、成年後見制度中核機関である会津権利擁護・成年後見センターの運営をさせていただいております。

初代理事長の小池達哉弁護士は、任意団体発足時の初期メンバーであり、その後の法人格取得及び運営、中核機関の受託及び運営を強力なリーダーシップの下で推し進めてくださりました。そして、令和7年5月の当法人の通常総会により、役員が大きく入れ替わり、新体制の下での活動が始まりました。私は、法人格取得前年に当法人に参加するようになりましたので、所属年数は浅い方です。当法人25年余りの歴史や精神を受け止めつつ、他の役員、事務局、会員及び関係機関の皆様をサポートをいただきながら、精一杯の活動をさせていただきたいと存じます。

さて、当法人は、令和7年度は、中核機関として、前年度に引き続き、①広報・啓発活動、②相談、③利用促進、④後見人等支援及び⑤地域連携ネットワーク構築の各業務に従事いたしました。特筆すべき点としては、市民後見人受任体制を整備しました。専門職後見人から市民後見人へのリレーを想定し、実際に個別事案につき受任調整会議が実施されました。今後、会津圏域において第1号の市民後見人が選任される見込みで、それを起点にして権利擁護への理解が深い方の活躍の場が増えるとともに、後見人担い手不足の解

消につながれば良いと期待しております。

また、当法人では、新たなイベントとして、令和7年11月に会津圏域成年後見人等交流会を開催しました。外部講師による基調講演では市民後見人についての理解を深め、また、後見人活動団体の意見交換では各団体の実情を知る良い機会となりました。

現行成年後見制度は、当法人の歩みと同じく、平成12年4月から施行されました。その成年後見制度を大きく見直す改正法案が令和8年度中に国会で成立する見込みであり、令和10年度中のいずれかの時期に施行されるといわれています。改正法案では、包括的代理権は廃止され、後見・保佐・補助の3類型は補助制度に統一されることになり、また、制度利用の必要性が解消すれば終了することができるなど、正に大転換期を迎えようとしています。

このように、我々は時代の変化に直面しなければならないのですが、改正法の動向やそれに伴って策定されるであろう第三期基本計画に注視しつつ、会津圏域の権利擁護の発展に貢献できるように、引き続き、当法人は権利擁護のために事業に励んでまいります。

皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。



令和7年度事業を振り返る

会津権利擁護・成年後見センター センター長 目黒 正一

令和4年7月、11市町村の委託によって会津権利擁護・成年後見センターが開所し、令和7年度は開所4年目を迎えました。

成年後見制度や当センターの活動についての広報啓発の機会として、住民向け講演会で創作劇『秋の光のなかで ～人生の秋を温かく照らす地域の光～』の上演並びに弁護士と終活カウンセラー1級の資格を持つ行政書士のお二人にご登壇を頂き、任意後見制度、終活、エンディングノートの活用方法をテーマにした『トークセッション』を会津若松市と三島町の2会場

で開催しました。創作劇は、令和6年度までのシナリオを一新し、また、キャスト・スタッフも11名中8名の新メンバーを迎え、2ヶ月間に及ぶ練習の成果を発揮し、ご参加いただいた住民の皆様からは、「わかりやすかった」、「素人とは思えなかった」等の感想を多くお寄せ頂きました。

令和7年度の事業で特筆すべきことは、令和6年度に開講した市民後見人養成講座において、令和7年度は実践研修（集合研修3日間、施設実習2箇所、成年後見人等同行実習）を修了し、会津圏域初の市民後見人名簿登録者10名が誕生したことです。

本年1月より市民後見人名簿登録者のお一人が専門職後見人との複数後見の市民後見人として選任されるべく手続中の状況にあります。

相談業務としては、成年後見制度利用に関する相談や後見人等支援のための相談・会議等を行い、年を追うごとに相談件数も伸びている状況にあります。令和7年度は、親族申立てに関する相談が増え、相談員が申立人のご自宅を定期的に訪問して申立書類の作成の支援を行う機会が多くあり、ご本人のために専門職後見人が選任された事案が多くありました。

令和7年度の出前講座は11市町村の行政、地域包括支援センター、民生児童委員協議会、社会福祉法人等から合計25回のご依頼を受けました。成年後見制度の概要説明、終活、エンディングノートの書き方、権利擁護や高齢者虐待防止をテーマとして合計641名の方々にご利用頂きました。

令和7年度は、センター長がかわり、新たな相談員を迎えての事業実施となりましたが、委託市町村の担当者の皆様をはじめ、関係機関・団体各所の皆様のご理解とご支援の賜物と、心より感謝申し上げます。

令和8年度もよろしくお願いいたします。

会津圏域成年後見制度地域連携ネットワーク 会議に参加して

全会津介護支援専門員協会

会長 逸持治 典子

(会津長寿園指定居宅介護支援事業所)

昨年度に引き続き、今年度も、介護支援専門員の職能団体として、会津圏域成年後見制度地域連携ネットワーク会議に参加させていただきました。

平成12年4月施行の介護保険法と同時に現在の成

年後見制度が開始され、四半世紀が過ぎました。その間、生活を取り巻く環境が大きく変化しています。特に高齢者支援をしている介護支援専門員にとって、「支援できる親族がない」、「親族がいても、支援を受けられない」等、介護保険制度のみでは対応できない課題が多数出現しており、成年後見制度は、利用者支援の中で不可欠な制度になっています。ネットワーク会議では、行政・司法・医療・福祉等、多分野かつそれぞれの専門性を有している方々からの意見、現状の報告等を聞く・学ぶことで、ネットワーク構築にもなり、日々の支援につながっていくものであると、改めて実感しています。



令和7年度に、権利擁護・成年後見センターの事業として、福祉関係者に対して成年後見ニーズ調査が実施されました。現状の把握だけではなく、支援をする側としても、改めて成年後見制度の必要性を認識する機会にもなりました。また、市民後見人の育成・支援体制も非常に重要な役割と考えてます。

今後、今まで以上に意思決定支援をはじめとする権利擁護が重要かつ不可欠になってきます。専門職後見人のみならず、市民後見人の活躍の場も必要とされてくると思われまます。自分が望む暮らしを実現していけるよう、皆様と共に歩んでいければと考えております。

住民向け講演会 創作劇に参加して

福島 幸子



会津権利擁護・成年後見センター主催の「住民向け成年後見講座」で創作劇の「さっちゃん」役で参加させていただきました。

福祉にかかわるお仕事をしている知人から「踊って歌って明るいばあちゃん役を探してる！」と連絡が入り、詳細も全く聞かないまま断る理由もなく二つ返事で、ノーマライズ交流会パオパオの和室にお邪魔しました。台本を拝見すると認知症

の夫と暮らし、最後は自分も認知症に…とあり、実母の最期とリンクして、ゆったりとした会津弁でいつも父や周りを笑わせていた母を想い、老いていく楽しい老夫婦の姿を演じる事なら全力でやってみよう！と決心したのでした。

それからの練習は、まるで部活動のような楽しさを感じ、ほぼ初対面の方々でしたが、演じる事の難しさや効果的な表現方法など学ぶことがたくさんあり、練習を重ねる中で、生きがいすら感じるようになりました。

初回公演の「三島町交流センター山びこ」では、客席と舞台が近かったこともあり、お客様の表情や笑い声も感じる事ができました。演者側の準備にも力が入り、ハロウィンなみのメイクとなり緊張が一瞬でほぐれました。日常の他愛ない会話の中に、認知症の気配を感じながら夫に寄り添い、甥っ子のサポートもあり楽しく暮らす姿や、自分もあれ？と思いはじめた時にはヘルパーさんの協力で支えてもらう姿など、まさに陽だまりのような暖かさを感じました。

老いる事は決して寂しい事ばかりじゃない、認知症も同じこと、地域の人たちがどのように支え、どんな制度を利用することができるのか、また、ベストなのか、決して他人事ではない、日常の姿を飾る事なく演じた事で「自分の将来を見ている様だった」と身近に感じていただけたことがアンケートを通して知る事ができた時は、何かお役に立てたような気持ちになりました。

ご縁がありましたらまた是非、参加させてくなんしょ。



市民後見人候補者名簿登録を行って

小林 純一

4年前から養成講座を受講して昨年12月に市民後見人候補者名簿へ登録されました。登録されてから分かったのですが、市民後見人という「資格や身分」があるわけではなく、裁判所から選任された期間だけの「役割名」でした。誤解していました。登録者の中で

選任されるのは2割程度とのことなので気長に待つ覚悟をしつつ、いつ選任されても対応できる様、これまでの研修を振り返っているところです。

基礎研修修了後の3年前から社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の生活支援員として6名の方を支援してきましたので、その経験が少しは役立つかと思えます。



市民後見人の役割は“被後見人と同じ目線”で、意思決定のための適格な情報を提供し、本人の真の意向を酌んだ生活環境への改善などを実現することです。

研修の中で多くの時間をかけて強調されていたのが「意思決定支援」の重要性ですが、自分で選び、自分で決めることが自分らしく生きる事なので、こちらは先入観や既成概念を捨てて無色透明な気持ちで接して行きたいと思えます。

被後見人に関わる関係者はケアマネジャーなど他にもいますが、後見人は他の誰よりも深く本人のために何が必要かを考える役割があると研修で学んだので、躊躇せずに主体的に支援すべき事を考えて関係者と共有したいと思えます。



被後見人が在宅で高齢者や身体障害がある場合は、転倒や火災などのリスクを注意深く察知して未然の対応をする必要があります。

このリスクについては場合によっては本人の命や健康な生活に支障をきたすことにもなりうるので、必要と思われることは粘り強く本人と話し合うことも必要かと思えます。

市民後見人を目指した動機は、よりやりがいのある社会貢献として、緊急かつ深刻に助けを必要としている人を一人でも多く支援したいとの思いからのことなので、人生を掛けて困難を乗り越えて活動していきたいと思えます。



出前講座をお願いして

会津美里町 菊地 利子

私が、成年後見制度を知ったのは会津若松市ボランティア学園の権利擁護の講座を受講した時の事です。その時、市民後見人は荷が重そうで私にはできないな、でも孫が障がい児と言うこともあり親亡き後の事を考えていかなければならないと気づき、成年後見制度の話聴いてよかったですと思えました。

周りを見ると高齢で独身の方、子どもさんが居ないご夫婦、障がいを持つ子がいる方など結構いらっしやいます。今は家族構成も世代間で価値観も変わり、例え子ども、兄弟、まして親戚に頼ることが難しい世の中になってきていると思えます。

そこで私は、市民後見人にはなれないけれど人生の最後を誰に託すか考えるきっかけを作るのは出来そうと「成年後見制度についての出前講座お願いします」とセンターに電話を掛けました。

一度目は高齢男性15名ほどの参加で成年後見制度についてのお話を聞きましたが子どもさんいらっしやる方が多く「後見人つくと毎月お金かかるなあ」という感想でしたが、子どもさんいらっしやらない方、独身の方からは聞いてよかったです感想をいただきました。

二度目、三度目は高齢女性向けの地域サロンで「終活について」のお話をいただきました。こちらは「体が動くうちに判断力があるうちに身の回りの片づけしましょう」とのお話に「いらねもの捨てんのからやんなんねな」、「エンディングノートも貰って、どんなふうを書くのか分かって良かった。」とみなさん、やる気スイッチ入ったようです。遺言書の書き方質問された方もおられ、身近な内容で意見も活発でした。



電話一本無料で成年後見制度や終活の話をしていただけるので出前講座を申し込んでみてはいかがでしょうか？終活考えている方、やる気スイッチ入りますよ。



令和7年度会津権利擁護・成年後見センター業務報告

(令和7年4月～令和8年3月)

1. 広報・啓発

(1) 広報物作成

- ・パンフレット『成年後見制度のご案内』（裏面の相談窓口の追加・修正）1,000部を作製し、各市町村へ配布した。
- ・『令和6年度事業実績報告書』を1,300部作製し、関係各所へ送付、福祉事業所・医療機関等へは簡易版センターパンフレット、出前講座チラシも同送し、センターや制度について周知した。
- ・ホームページ年間訪問1,223回（前年比40%増）、セッション数1,930件（同43%増）を数え、事業実施内容等が閲覧された。親族等がホームページでセンターに相談できることを知り、成年後見制度の利用に関する相談を寄せる機会が増えた。

(2) 研修等

内容	実施日・実施方法	参加者数
創作劇『秋の光のなかで～人生の秋を温かく照らす地域の光～』（あいづ安心ネット劇団） トークセッション『安心ライフのひけつ』	1. 令和7年10月5日(日) 場所：三島町 登壇者：大野毅夫氏、斎藤美津子氏 2. 令和7年10月22日(水) 場所：会津若松市 登壇者：大野毅夫氏、斎藤美津子氏	①41名 ②78名
出前講座	11市町村より計25回	641名
支援者向け研修会（2回） ①『判断力が低下した方々への支援と支援者の役割 パートⅠ』 ②『判断力が低下した方々への支援と支援者の役割 パートⅡ』	① 令和7年8月27日(水) オンライン、講師：谷川ひとみ社会福祉士 ② 令和8年2月18日(水) オンライン、講師：谷川ひとみ社会福祉士	①26名 ②40名
市町村担当者向け研修会 『持続可能な権利擁護支援の地域連携ネットワークの必要性と実施例、構築のポイント』	令和7年11月10日(月) オンライン、講師：大口達也氏 (厚生労働省 成年後見制度利用促進専門官)	17名

【事業を実施して】

- ・パンフレットは後見制度・センターについてより網羅した内容となっており、成年後見制度利用に関する個別相談やケース会議、出前講座の時に配布し、センター紹介並びに成年後見制度の概要説明に用いた。
- ・ホームページでは、住民向け講演会をはじめとする主催研修会や広域連携事例検討会等の開催案内情報や開催後の記事を掲載して情報発信した。
- ・住民向け講演会は、創作劇とトークセッションのテーマを一新し、任意後見制度、終活、エンディングノートの活用について参加した住民の皆様方に分かり易く、楽しく学べる機会とした。創作劇のキャストやスタッフの大半が昨年度と入れ替わり、新たなメンバーでの劇の上演となったが、アンケート回答の約8割が「身近なテーマでよかった」、「わかりやすかった」等の好評を得る結果となった。

・支援者向け研修会は、福島県成年後見制度利用促進体制整備アドバイザーの谷川ひとみ社会福祉士を講師に迎え、判断力が低下した要支援者への支援・権利擁護・成年後見制度の利用等について学ぶ機会とした。受講者からは、「本人の意思決定支援が権利擁護の中心であることを再認識することができた」等の感想が多く寄せられた。

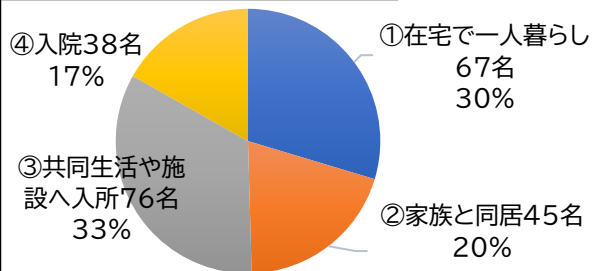
・行政職員向け研修会は、厚生労働省成年後見利用促進室の大口達也専門官を講師に迎え、中核機関の機能や法改正に向けた地域システムの在り方等について学ぶことができた。直接、厚労省の専門官から話を聞く貴重な機会となった。

2. 相談業務

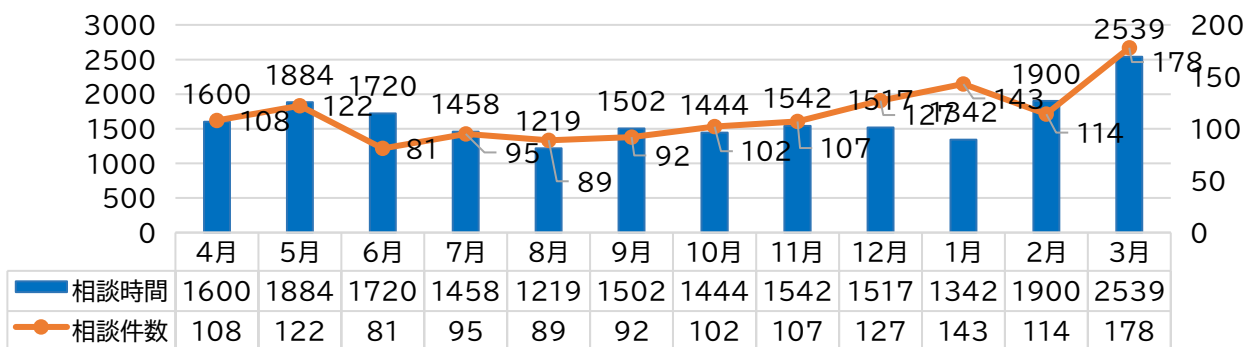
対象者の実人数は 226 名
(内新規 71 名)

相談件数はのべ 1,358 件、
相談時間は 19,667 分となった。

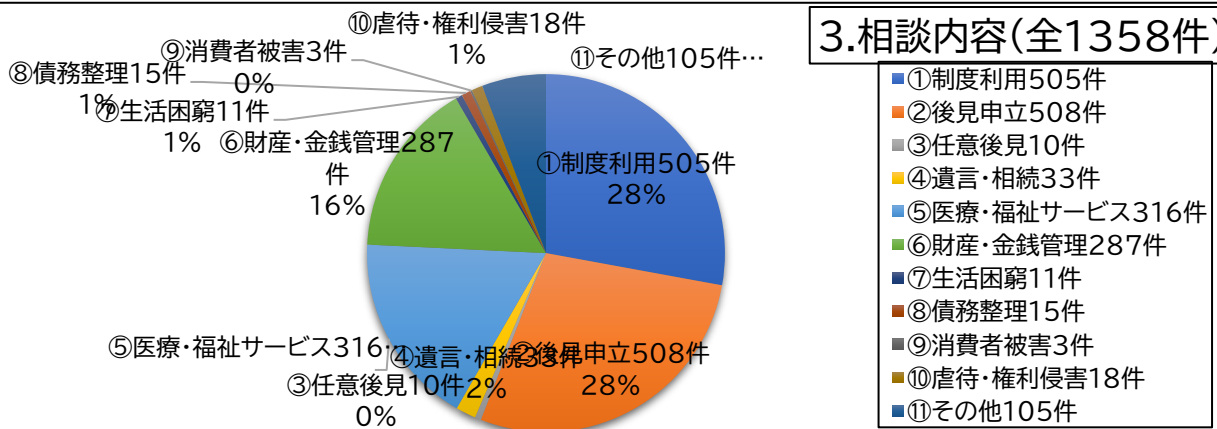
1.対象者の生活形態



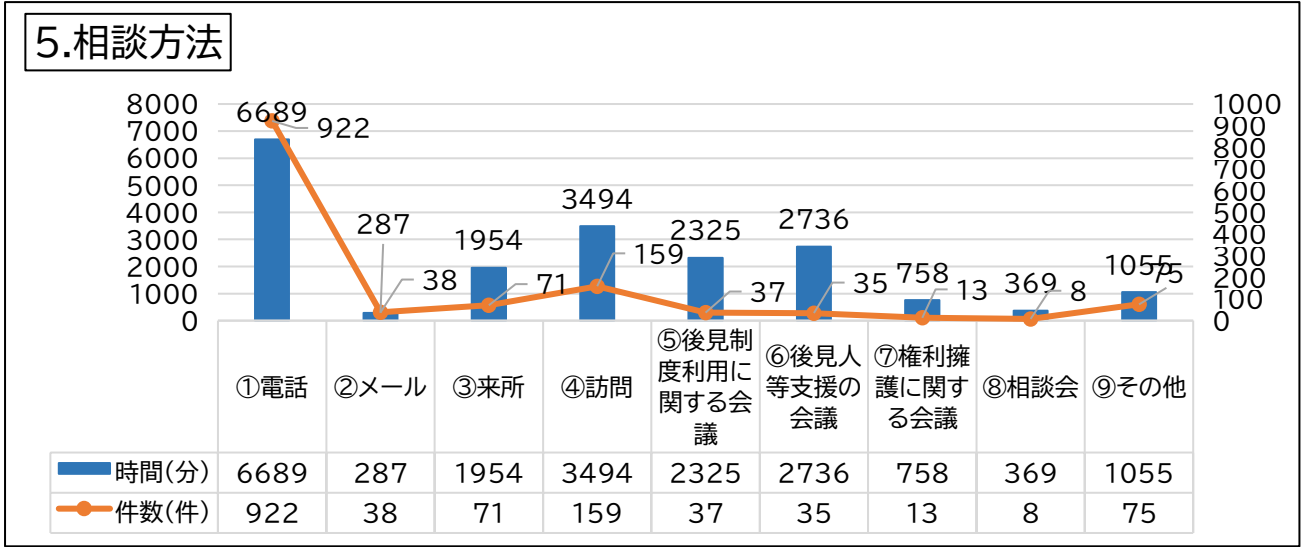
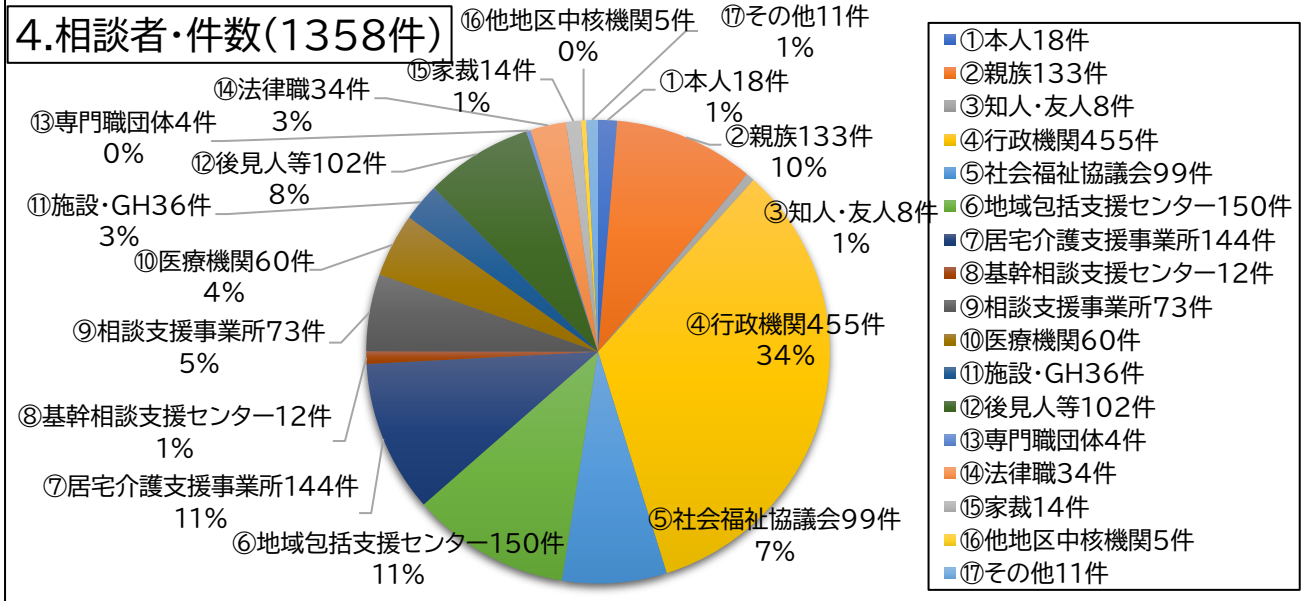
2.相談件数



3.相談内容(全1358件)



※新規相談 1 人につき最大 3 件まで相談内容を計上



【事業を実施して】

- ・相談体制の拡充を図り、対象者の実人数・相談時間数が伸び、今年度は親族が申立人となり後見開始等申立書類の作成の支援に関する相談が増えた。行政担当者、対象者の支援者、法律職との連携を図ることができた。月1回程度、相談対応会議を行い、随時個別のケースを相談員全員で共有し、より適切な支援に繋がられるよう努めた。
- ・成年後見制度利用に関する会議に法律職の出席を調整することで、対象者の課題や支援者の役割分担が明確になり、適切な対応方法を検討することができた。市町村長申立ての適切な運用に必要な会議であると位置づけ、今後も市町村担当者と協働していきたい。
- ・後見人等支援の会議については、後見人等選任後に支援チーム内での後見人はじめ各支援者の役割を確認した。出席した後見人等からは心強い、支援者からは役割分担ができ、後見人や家族等の役割が理解できてよかった、との意見が聞かれた。
- ・その他支援方法の検討が必要なケースに対し、本人の権利を擁護するという立場で会議に参加した。支援者間で課題の整理、支援方法・役割分担を行うことで、当事者の権利擁護支援に寄与している。

3. 利用促進

(1) 申立支援

・首長申立てについては、行政担当者からの相談・問い合わせに随時対応し、成年後見制度利用検討のための会議の開催を促した。親族からの相談では、成年後見制度の概要や申立て手続き方法の説明、希望があった場合には本人や支援者との面談、申立書作成の支援を行った。本人申立てについては、本人へ制度説明し、申立て検討の支援を行った。

(2) 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）との連携

・当該事業での支援が難しくなっているケースについて、定期的に各担当者の支援状況等を確認することで、成年後見制度の必要性の他、適切な支援方法を検討することができた。会津若松市以外の10町村の社会福祉協議会すべての当該事業の取り組み状況のヒアリングを行い、各社協で抱えている課題等を知ることができた。更にあんしんサポート事業から成年後見制度への移行が必要なケースの把握ができ、成年後見制度への移行支援＝適切な制度利用につながることができた。

(3) 広域連携事例検討会

・広域全体を対象に他市町村と連携した関係機関との意見交換会として開催した。

実施日	場所	テーマ	参加人数
7月15日(火)	会津若松市	身寄りのない方の入退院支援を考える	44名
7月23日(火)	柳津町	身寄りのない方の入退院支援を考える	23名
9月19日(金)	会津若松市	8050問題 障害のある子と高齢の親の支援	27名
9月30日(火)	昭和村	8050問題 障害のある子と高齢の親の支援	7名
11月18日(火)	会津若松市	障害福祉サービスから介護保険サービスへのつなぎ	31名
		合計	132名

(4) 後見担い手育成のためのワーキンググループ（市民後見人養成・フォローアップ体制の検討）

①4月24日(木)	市民後見人を成年後見人等の候補者として市町村申立てする時の手順 他
②6月12日(木)	市民後見人の受任調整、受任した市民後見人の支援体制 他
③8月20日(水)	市民後見人養成講座・実践研修修了レポートの評価委員の選考 他
④10月27日(月)	市民後見人養成講座・実践研修受講者の修了判定 他
⑤1月23日(金)	市民後見人候補者名簿登録判定結果 他

(5) 市民後見養成講座・実践研修

会場：コミュニティ施設ピカリンホール

開講日	研修科目	参加人数
①5月18日(日)	・対人援助の基礎 ・課題演習Ⅰ 対人援助、意思決定の支援 ・体験実習についての留意点	14名
②6月22日(日)	・家庭裁判所の実際 ・財産管理、財産目録の作成 ・就任時の実務、申立て手続き書類作成 ・課題演習Ⅱ 財産管理、相続、契約	15名
③7月13日(火)	・身上保護、後見計画・収支予定の作成 ・課題演習Ⅲ 身上保護、後見活動の実際	15名

	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の作成／後見付与申立の実務 ・後見事務終了時の手続き／死後事務 ・課題演習Ⅳ 終了の手続き／死後事務 	
④7月14日～ 7月28日	・体験実習 施設実習（特別養護老人ホーム、障がい者入所施設）	17名
⑤8月3日～ 8月25日	・体験実習 後見人の後見業務同行	16名
⑦8月3日～ 9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・修了レポート 課題① 施設実習並びに後見人の後見業務同行の感想 課題② あなたが考える市民後見人像とは 	16名

(6) 成年後見制度ニーズ調査

・委託 11 市町村の成年後見制度に関する体制整備をより適切に進めていくことを目的として、11 市町村における成年後見制度利用が必要と思われる人の状況把握（ニーズ調査）を会津保健福祉事務所のご協力を得て会津圏域の医療機関、高齢・障害の施設・事業所等を対象に実施したアンケート調査（回答数 209 件・回答率 71%）、及び各市町村、各市町村社協のあんしんサポート事業の状況把握を行った。

・調査結果から、会津圏域では成年後見制度を必要とする人は多数存在しているが、制度が十分に機能しているとは言えず、支援が制度につながる前段階で滞留している状況が明らかとなった。今後、高齢化の進行、家族機能の低下、経済的困窮層の増加が重なると、首長申立て・第三者後見人ニーズが急増し、行政・支援現場ともに対応困難となる可能性が高くなることが予測され、調査結果の分析を踏まえた今後の施策の方向として以下 5 項目を挙げ、地域連携ネットワーク会議等で確認した。①首長申立・第三者後見人に係る体制の強化・標準化、②経済的理由による制度利用無念を防ぐ支援の充実、③「制度につながる前段階」を支える相談・調整体制の強化、④本人・家族・地域住民への分かりやすい制度周知、⑤制度の狭間にある人への権利擁護支援の検討

【事業を実施して】

・広域連携事例検討会は、参加者が希望するテーマでの事例検討会の運営を意識した。7月に開催した『身寄りのない方の入退院支援を考える』、9月の『8050 問題、障がいのある子と高齢の親の支援』をテーマとした事例検討会では、支援者が抱える共通のテーマだったことから多くの支援者の参加があった。広域事例検討会はセンターと支援者、また、参加した支援者同士のネットワークづくりの貴重な機会と考えている。事例検討会で検討したテーマに沿ったミニ講話もを行い、消費生活センター相談員、県保健福祉事務所職員、司法書士を講師に迎え、参加者の知識の習得に努めた。今後も事例検討会の目的を主催者や事例提供者で共有し、毎回意図した目的の達成度を高められるよう準備を進めたい。

・後見担い手育成については、ワーキンググループでの協議内容を基にして市民後見人養成講座・実践研修の修了判定から市民後見人候補者名簿登録までを滞りなく行うことができ、終了者 15 名中 10 名が市民後見人候補者名簿登録となった。令和 8 年度は同講座・基礎研修を開催し、新たな市民後見人名簿登録者を養成する 1 年目となる。

・市民後見人の活躍の場づくりについては、名簿登録者が市民後見人と選任されるための道筋を構築するため家庭裁判所と協議を重ね、合わせて成年後見業務を担う専門職団体へは受任した当初の課題等が解決し、本人への寄り添い型の支援に移行できる等で専門職後見人から市民後見人へリレー可能な案件の検討を依頼した。そのことにより、現在専門職が単独受任している後見案件に市民

後見人が複数後見の一人として選任の申立てがなされた。



4. 後見人等支援

- (1) 後見人選任後の初期ケア会議（支援チーム形成） 32 件
- (2) 後見人からの相談 79 件（915 分）※件数は相談業務に含む
- (3) 後見人等支援のための事例検討会

実施日	内容	参加者数
4 月 14 日（月）	・ 拘留された要支援者の補助開始申立てにおける地域連携	11 名
5 月 12 日（月）	・ 単身の成年被後見人の死後事務の対応等	13 名
6 月 9 日（月）	・ 窃盗を繰り返す知的障がい者への支援 ・ 同居人による金銭管理と死後事務の妥当性	18 名
7 月 14 日（月）	・ 遠方から移住してきた成年被後見人への支援 ・ 知的障がい者の娘とがん末期の父の二人暮らし世帯への支援	15 名
8 月 4 日（月）	・ 申立て時と成年後見人就任時の状況に相違がある本人・家族への対応	9 名
9 月 8 日（月）	・ 経済的虐待者からの金銭要求への対応	11 名
10 月 6 日（月）	・ 負債があるアルコール依存症者への支援 ・ 身寄りのない金銭的にひっ迫している入院患者への支援	14 名
11 月 10 日（月）	・ 保佐人宛ての借金返済の通知への対応	12 名
12 月 8 日（月）	・ 4 月の検討事例のその後の経過 ・ 成年被後見人や親族が協力的ではない対応をした時の対応	5 名
合計		108 名

【事業を実施して】

- ・ 相談には随時対応しており、成年後見人等としてどのように対応すればよいか、との相談に応じた。法律的助言が必要な場合は、あいづ安心ネット会員の法律職へ問い合わせをした上で対応した。課題が大きい場合はケア会議を提案し、関係者で話し合いを持っている。会議を開催することで、課題や役割分担が明確になり、成年後見人等を含むチーム支援にも繋がり、中核機関の役割を果たした。
- ・ 事例検討会の出席者は成年後見活動をしている専門職や福祉関係者となるが、支援や後見業務の悩み等について、参加者から様々な助言や情報提供等があり、事例提供者も含め、事例提供者並びに参加者の成年後見業務の一助になっている。今年度は、会津若松市社会福祉協議会の法人後見担当職員や成年後見人等として活動を目指す行政書士の新たな参加があった。次年度は、市民後見人候補者名簿登録者へも周知を図り、市民後見人候補者の資質の向上の一助としたい。

5. 地域連携ネットワーク構築

(1) 会津圏域成年後見制度地域連携ネットワーク会議

	実施日	主な議題	参加人数
第 1 回 道の駅あいづ	7 月 2 日（水）	令和 6 年度事業報告・令和 7 年度事業計画、市民後見人の支援体制について	28 名

第2回 オンライン	2月5日(木)	令和7年度事業進捗状況報告、会津圏域成年後見人等交流会報告、市民後見人養成講座進捗状況報告と市民後見人の活用、成年後見二一ス調査結果報告と地域課題の検討	34名
合計			62名

市町村協議会

市町村	実施日	協議体
会津若松市	8月27日(水)、2月16日(月)	認知症医療介護連携推進連絡会議
	3月23日(月)	地域自立支援協議会
	4月18日(金)、6月19日(木)、7月18日(月)、8月22日(金)、9月4日(水)、1月22日(木)、2月20日(金)、3月11日(水)	地域自立支援協議会 権利・啓発部会
	8月27日(水)、10月24日(金)	地域福祉計画等推進会議
北塩原村	3月26日(木)	相談ケースのモニタリング、他
磐梯町	10月8日(水)	地域包括ケアネットワーク会議(事例検討会)
猪苗代町	11月28日(金)	介護保険運営協議会(講話)
会津坂下町	6月19日(木)	介護支援専門員連絡会(講話)
湯川村	3月24日(火)	庁内連携会議(制度説明)
柳津町	3月11日(水)	事例検討会
三島町	12月18日(木)	地域ケア会議(事例検討会)
金山町	2月9日(月)	町内事業所情報共有会議(制度説明)
昭和村	11月13日(木)	安否確認連絡会議(講話)
会津美里町	1月28日(水)	虐待防止ネットワーク会議

【事業を実施して】

・地域連携ネットワーク会議では、会津圏域で初めて誕生する市民後見人名簿登録者の活用について自治体はじめ、成年後見業務を担う専門職団体等の出席者へ説明を行った。市民後見人が単独で新規の案件の候補者として選任されることは容易でないことから、専門職後見人との複数後見の一人として選任されること、その後、専門職後見人のみが辞任し、市民後見人にリレーする仕組みづくりへの理解を求めた。

・市町村協議会との協働については、自治体の既存の協議会等に参加し、各自治体や事業所が行う支援体制の課題等の把握に努め、対象者支援の方針や役割について一緒に検討した。成年後見制度利用に関わる事例検討会や民生児童委員・支援者への成年後見制度の実際、多職種連携の意見交換会等、様々な形態の協議会へ参加させて頂いた。令和8年度も早期から各自治体と協議会参加の方法を検討し、より有意義な連携が図れるよう調整を進めたい。



6. その他センター運営に関する業務

(1) 運営会議

	実施日・開催方法	主な議題
第1回	5月15日(水) オンライン	センター立ち上げ経緯と今後の取組、令和6年度事業・収支報告、令和7年度事業計画、国庫補助金の手続き、他
第2回	7月2日(水) 道の駅あいづ	令和7年度事業（成年後見制度ニーズ調査・支援者向け研修会、住民向け講演会、市民後見人養成講座、わたしの思いノート活用、市長村協議会、出前講座）、令和8年度事業案
第3回	9月26日(木) オンライン	住民向け講演会の運営、市民後見人名簿登録判定委員の選考、令和8年度事業案・予算案
第4回	11月10日(月) 道の駅あいづ	令和8年度予算（案）、令和7年度センター事業評価
第5回	2月5日(木) オンライン	令和7年度事業評価、令和7年度事業と令和8年度事業

※下記の他、各会議の前に議長・副議長自治体と、打合せを計5回実施した。

(2) 研修会参加

成年後見制度行政職員等研修会「成年後見制度利用促進体制整備研修」・「市町村申立研修」、地域の強みを活かす事例検討会、他職種連携ネットワーク会議、市長村・中核機関研修会情報交換会、みんなであつなぐ会、障がい者保健福祉セミナー、持続可能な権利擁護支援モデル事業第2回・第3回・第4回連絡会、新たな権利擁護支援事業のあり方、湯川村認知症総合支援事業「VR認知症体験」、基幹主催研修・ごみ有料化編、第2回中核機関情報交換会、第1回・第2回・第3回多職種連携推進研修会、都道府県自治体支援に向けた連続勉強会、権利擁護支援プロジェクトともす主催オンライン研修『身寄り問題の最前線』、意思決定支援研修、全国権利擁護支援ネットワーク全国フォーラム、市民後見人の育成・活用について（いわき市権利擁護・成年後見センター）、市民活動で役立つファシリテーション講座（NPO活動支援センター）、生活支援体制整備事業・地域共生推進事業 事業所向け研修会（猪苗代町）、知って、学んで、活用しよう！成年後見制度（K-ネット全国セミナー）

【事業を実施して】

- ・議長、副議長の担当自治体と協議内容等を事前打ち合わせした上で、運営会議において事業計画や予算、事業実施状況について協議、報告した。協議しながら令和7年年度事業について概ね計画通りに進めることができ、令和8年度予算並びに事業計画を立案することができた。
- ・全国権利擁護支援ネットワーク主催の全国フォーラムに参加したことで令和8年度民法改正案の改正ポイントやこれから求められる権利擁護支援のあり方を確認し、職員の知識等の向上を図ることができた。また、委託市町村の支援者や県内の中核機関職員等と共に学びを深め、関係機関・団体等のネットワーク構築に努めた。

★★★★★会津権利擁護・成年後見センター★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

◎本年5月1日に会津権利擁護・成年後見センターは下記に移転致しました。

〒965-0871 福島県会津若松市栄町5番17号 市民協働プラザ2階

電話 0242 (23) 7258 FAX 0242 (23) 7259

Mail: aizu-anshin-net@opal.plala.or.jp URL: <https://www.aizu-anshin-net.org>